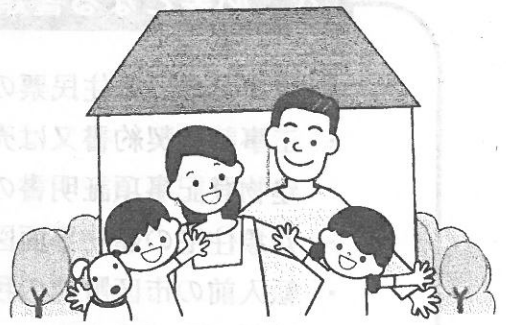


土岐市定住促進奨励金について

定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを進めるため、定住することを目的とした住宅（対象住宅）を取得された方に奨励金を交付します。



1. 対象者

以下の全てを満たす方が対象となります。

- ① 平成24年4月1日以降に土岐市内で対象住宅を取得された方で、世帯の合算した持分が2分の1以上ある方
 - ② 平成23年4月1日以降に他市区町村から土岐市に転入された方で、転入前3年間土岐市に住所のない方
 - ③ 対象住宅を取得した年度の4月1日現在の年齢が50歳以下の方
 - ④ 世帯員全員に市税等（前居住地での市区町村税を含む）の滞納がない方
- ※ 「住宅を取得した日」は登記上の原因の日付となります。
「転入した日」は住民票の住民となった日となります。

2. 奨励金の額

対象住宅が新築住宅の場合 **30万円**

中古住宅の場合 **15万円**

申請日に中学生以下の子どもがある場合、1人につき**5万円**を加算します。

（参考例）小学生1人と幼稚園児1人のいる世帯が新築住宅を取得した場合

$$30万円 + (5万円 \times 2人) = 40万円$$

高校生1人と中学生1人のいる世帯が中古住宅を取得した場合

$$15万円 + (5万円 \times 1人) = 20万円$$

3. 申請方法・期間

『土岐市定住促進奨励金交付申請書』に必要事項を記入・押印の上、「4. 必要となる書類」を添えて市役所総合政策課へ提出してください。

申請期間は、「対象住宅を取得した日」、「土岐市に転入した日」のいずれか後の日から1年以内となります。申請期間を過ぎた場合は、対象者に該当しても受付しません。